

中学校武道授業の調査・研究

小森富士登

Investigation and research of martial arts class in junior high school

Fujito Komori

1. はじめに

前中学校学習指導要領の体育分野における領域の取り扱いでは、第1学年において、武道・ダンスの中から男女とも1領域を選択して履修し、第2学年・第3学年においては、球技・武道・ダンスのうちから2領域を選択して履修することになっていた。そのために、多くの中学校では男子は「武道」、女子は「ダンス」を選択して履修していた。

新中学校学習指導要領では、多くの領域の学習を十分させた上で、その学習経験を基に更に追求したい運動を選択できるようにするために中学校保健体育において、1学年及び第2学年で、武道・ダンスを含めたすべての領域を必修とすることとした。

本研究は、2012年4月から、新中学校学習指導要領が実施された「武道」の実施状況調査を行い、課題などを明らかにして指導方法などを研究することを目的とする。

2. 武道必修化の経緯

ア. 改正教育基本法

安部内閣が重要課題に位置づけていた改正教育基本法は、2006年12月15日に参議院本会議で、賛成多数で可決・成立された。

1947年の制定以来、教育基本法の改正は59年ぶりである。

教育基本法は前文と18の条文で構成され、公共精神を強調されているほかに、教育目標には「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養う」との表現が盛り込まれた。

イ. 武道必修化の了承

学習指導要領の改定作業を行っている中央教育審議会（文部科学相の諮問機関）の専門部会は2007年9月4日に、中学校の保健体育で選択必修になっていた武道（剣道、柔道、相撲など）を1、2年生の男女を対象に原則、必修

化することを大筋で了承された。2006年12月15日改正の教育基本法に盛り込まれた教育目標の「伝統と文化の尊重」の実現を目指した。

この教育目標は「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養う」といういわゆる「愛国心」表記として、賛否両論された。

専門部会では、武道の必修化は教育目標と一致することと、子供の成長過程を考え、中学校2年までは、男女ともに複数の競技を体験させるのが望ましいと判断している。

1989年に学習指導要領が改定されるまで、剣道や柔道は「主に男子に履修させる」と定められていた。そして、ダンスは主に女子が学んでいた。改定後は、武道・ダンスともに男女が自由に選択できるようになり、1年生は武道・ダンスから一つ、2、3年生では武道・ダンス・球技の中から二つを選択することになっていた。

ウ. 中学校学習指導要領の改訂を告示

文部科学省は、2008年3月28日に中学校学習指導要領の改訂を告示し、新中学校学習指導要領では、多くの領域の学習を十分させた上で、その学習経験を基に更に追求したい運動を選択できるようにするために中学校保健体育において、1学年及び第2学年で、武道・ダンスを含めたすべての領域を必修とすることとした。

3. 新中学校学習指導要領(武道)の分析

(1) 保健体育科における改正点

ア. 年間授業時間数

中央教育審議会答申で指摘された課題の「運動を行う子どもと行わない子どもの二極化」、「子どもの体力の低下が依然深刻である」などが、年間授業時間数90時間から105時間に増加された。授業時間数は増加されたが、全領域が必修になったことから、武道に割り充てられる授業時間は年間13～15時間程度であった。

イ. 指導内容の体系化

小学生から高校生までの12年間を見通して、発達段階を考慮して指導内容が体系化された。

- a. 小1～4 「各種運動の基礎を培う時期」
- b. 小5～中2 「多くの領域の学習を経験する時期」
- c. 中3～高3 「生涯スポーツに向けて運動を選択し深めていく時期」とされた。

ウ. 領域の変更

前中学校学習指導要領では、球技・武道・ダンスの3領域から2領域を選択していたが、運動に共通する特性や魅力に応じて変更され、球技・武道の中から1領域以上を選択するとされた。

エ. 指導内容の変更

前中学校学習指導要領では、①技能、②態度、③学びかたとされていたが、①技能、②態度、③知識・思考・判断に統合された。そしてまた、指導内容

も1学年及び2学年と3学年に明確に分類された。

(2) 武道の指導内容

- 1) 第1学年及び第2学年においては、技ができる楽しさや喜びを味わい、基本動作や基本となる技ができるようにすることとなっている。

ア. 技能

- a. 柔道では、相手の動きに応じた基本動作から、基本となる技を用いて、投げたり抑えたりするなどの攻防を展開すること。
- b. 剣道では、相手の動きに応じた基本動作から、基本となる技を用いて、打ったり受けたりするなどの攻防を展開すること。
- c. 相撲では、相手の動きに応じた基本動作から、基本となる技を用いて、押ししたり寄ったりするなどの攻防を展開すること。

イ. 態度

武道に積極的に取り組むとともに、相手を尊重し、伝統的な行動の仕方を守ろうとすること。分担した役割を果たそうとすることなどや、禁じ技を用いないなど、健康・安全に気を配るようにしている。

ウ. 知識・思考・判断

武道の特性や成り立ち、伝統的な考え方、技の名称や行い方、関連して高まる体力などを理解し、課題に応じた運動の取り組み方を工夫できるようにしている。

- 2) 第3学年においては、技を高め勝敗を競う楽しさや喜びを味わい、得意を身に付けることができるようにしている。

ア. 技能

- a. 柔道では、相手の動きの変化に応じた基本動作から、基本となる技、得意技や連絡技を用いて、相手を崩して投げたり、抑えたりするなどの攻防を展開すること。
- b. 剣道では、相手の動きの変化に応じた基本動作から、基本となる技や得意技を用いて、相手の構えを崩し、しかけたり応じたりするなどの攻防を展開すること。
- c. 相撲では、相手の動きの変化に応じた基本動作から、基本となる技や得意技を用いて、相手を崩し、投げたりひねったりするなどの攻防を展開すること。

イ. 態度

武道に自主的に取り組むとともに、相手を尊重し、伝統的な行動の仕方を大切にしようとする。自己の責任を果たそうとすることなどや、健康・安全を確保することができるようにしている。

ウ. 知識・思考・判断

伝統的な考え方、技の名称や見取り稽古の仕方、体力の高め方、運動観察の方法などを理解し、自己の課題に応じた運動の取り組み方を工夫できるようにするとなっている。

以上のように、武道の指導内容は改正された。

技能においては、第1学年及び第2学年で基本動作と基本技術を身につけさせ、技ができる達成感や楽しさを味わいさせること。また、第3学年においては、技を高め勝敗を競う楽しさや喜びを味わい、得意を身に付けることができるようにするとなっている。

新中学校学習指導要領では、「試合」が削除され技を習得させるが強調されている。「攻防を展開」させることは、前中学校学習指導要領の練習や試合に代わるものと思われる。

態度においては、前中学校学習指導要領と大きな改正は見られない。武道では、投げたり・打ったりなどの身体接触がある運動であるために、「相手を尊重する態度」「伝統的な行動の仕方」「形式を重んじている礼」「禁じ技を用いない」「相手の痛みを共感できる思いやり」など道徳と関連した指導ができる内容である。

知識・思考・判断においては、武道の特性や成り立ち、伝統的な考え方、見取り稽古の仕方、技の名称や行い方などが新たに「知識」として加えられている。

4. 武道実施状況の調査

- 1) 佐賀県の武道実施状況のデータを分析及び複数の教諭に質問を行った。調査対象は県内中学校(県・私立中学校を含む60校)である。

ア. 武道種目の実施状況武道の指導経験

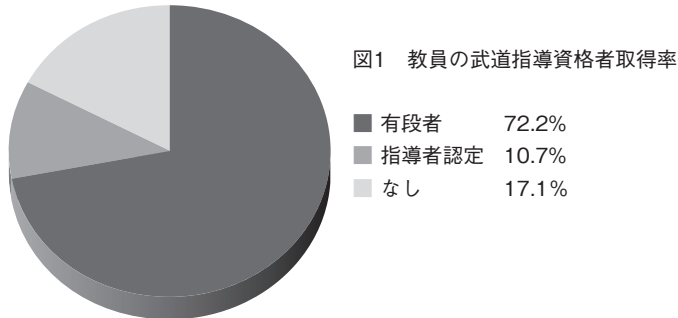
剣道を実施している学校は、46校で、柔道17、相撲3、なぎなた1、弓道1校であった。(複数実施校あり)

県内60中学校で武道指導のできる保健体育担当者は55校93人。武道指導のできる保健体育担当者以外の教職員は40校62人。武道指導をしている保健体育担当者以外の教職員は4校6人。外部指導者を採用している学校は8校9人であった。教諭の剣道及び柔道の段位取得率は72.2%の割合で高い水準であるが、武道の精神性をどのように伝えるか、教育としての武道の多面性や事故防止の対策も課題としてある。また、体育教諭が1人の学校では剣道や柔道を教える必要に迫られ、指導者認定講習会で18人(男性:8人、女性:10人)が合格している。(図1)

武道の指導経験がない体育教諭の中学校では、地域の武道経験者に協力を得ているが、授業計画や指導、評価は教員免許も持つ体育教諭の領域である

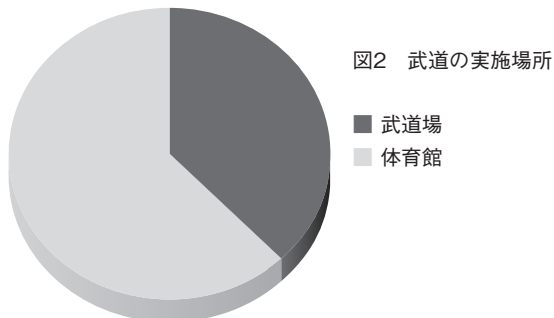
ことや外部指導者の選考・時間の調整及び確保などの課題もある。

成果としては、2人で指導することで安全面の確保や専門的な指導により技能・意欲の向上及びきめ細やかな指導をすることができている。



イ. 武道の施設

公立・県立中学校で武道場を設置してあるのは22校で全体の37%であった。剣道やなぎなたは、体育館でも実施できることから施設面は問題ない。(図2) 柔道は、体育館に畳を敷くなどの代替で実施されているが、畳の準備や後片付けに時間を要し、授業時間を有効に活用できていない面や畳のずれによるケガなどの事故防止の対策も課題としてある。



ウ. 武道の用具

武道の必修化が決定した2008年以降、県教委は各市町の教育委員会を通じて、用具の準備を要請したが未だ13校は完全にそろっていない。また、必要数が確保されていない学校や用具が古いものがあり安全面に配慮する必要がある。剣道を選択した場合の竹刀・剣道衣や柔道を選択した場合の柔道衣などの負担は、各市町によって異なっている。

剣道の授業では、大半の学校が剣道衣・袴を着装しないで体育着、柔道の授業では柔道着(上着のみ)で実施されている。

エ. 武道の指導体制における実施時期

7月までに実施されたのは、2校であった。他は9月から12月で実施されていた。特に、柔道は安全対策として夏休み期間中に指導者講習会などが行われ

たこと、8月に全国中学校総合体育大会が開催されたこと及び夏季の熱中症・冬季の寒さなどを考慮しての安全対策と考えられる。

5. まとめ

2012年4月より新中学校学習指導要領が実施され、武道が必修授業となった。

今回、佐賀県の中学校武道授業の状況を調査した結果、次のような知見を得た。

- (1) 全国の中学校では、柔道を選択している学校が約65%を占めている中、佐賀県では、約77%の学校が剣道を選択していた。このことは、県内で少年剣道が盛んに行われ、過去に全国中学校総合体育大会でも優勝や上位入賞がなされていることなどから地域と密着していると思われる。
- (2) 武道指導ができる体育教諭(93人)、武道指導ができる体育以外の教諭(62人)と数多くの武道経験者教職員が採用されているが、武道の精神性をどのように伝えるか、教育としての武道の多面性や事故防止の対策も課題としてある。外部指導者と連携して授業を行っている学校では、2人で指導することで安全面の確保や専門的な指導により技能・意欲の向上及びきめ細やかな指導をすることができているなどの成果があったが、外部指導者の選考・時間の調整及び確保などの課題があった。
- (3) 施設では、武道場を設置してあるのは22校で全体の37%であった。しかし、武道場が狭く40人の一斉授業は難しいと思われる。剣道やなぎなたは、体育館でも実施できることから施設面は問題ない。しかし、柔道授業においては、体育館に畳を敷くなどの代替で実施されており、畳の準備や後片付けに時間を要し、授業時間を有効に活用できていない面や畳のずれによるケガなどの事故防止の対策も課題としてある。
- (4) 剣道の授業では、体育着で実施されている学校がほとんどであり、剣道衣・袴を着けずに行う剣道は、教育目標である伝統文化の尊重の指導とはかけ離れていると思われる。
- (5) 武道授業の実施時期は、安全対策などを考慮して秋季に実施されていた。

＜ 参考文献 ＞

- ・ 文部科学省 「中学校学習指導要領解説保健体育編」
- ・ 佐賀県教育委員会：武道必修化についてのアンケート